

【例1】3人家族で名義人と妻が給与所得者、子が別居扶養の場合

入居(予定)者	年齢	職業	年間総収入額	年間所得金額	控除
名義人(夫)	40	会社員	3,500,000円	2,370,000円	振替基礎控除
妻	39	パート	1,000,000円	450,000円	振替基礎控除・同居親族控除
子(別居)	15	高校生	0円	0円	扶養親族控除
				(1)合計年間所得金額 2,820,000円	(2)合計控除額 960,000円 振替基礎控除×2 (100,000円×2=200,000円) 同居親族控除×1 (380,000円×1=380,000円) 扶養親族控除×1 (380,000円×1=380,000円)

※年間所得金額は源泉徴収票では『給与所得控除後の金額』欄の金額、市県民税課税証明書では『合計所得金額』の金額となります。

※認定月額計算

$$\frac{\text{(1)合計年間所得金額} \quad \text{(2)合計控除額} \quad \text{月額所得}}{(2,820,000円 - 960,000円) \div 12} = 155,000円$$

一般世帯の収入基準158,000円 \geq 155,000円となるため収入基準に適合する。

【例2】3人家族で名義人が給与所得者でひとり親、子が特定扶養親族に該当する場合

入居(予定)者	年齢	職業	年間総収入額	年間所得金額	控除
名義人	40	会社員	4,000,000円	2,760,000円	振替基礎控除・ひとり親控除
子	17	高校生	0円	0円	同居親族控除・特定扶養親族控除
子	4	保育園児	0円	0円	同居親族控除
				(1)合計年間所得金額 2,760,000円	(2)合計控除額 1,460,000円 振替基礎控除 (100,000円×1=100,000円) ひとり親控除 (350,000円×1=350,000円) 特定扶養親族控除 (250,000円×1=250,000円) 同居親族控除×2 (380,000円×2=760,000円)

※年間所得金額は源泉徴収票では『給与所得控除後の金額』欄の金額、市県民税課税証明書では『合計所得金額』の金額となります。

※認定月額計算

$$\frac{\text{(1)合計年間所得金額} - \text{(2)合計控除額}}{\text{月額所得}} = \frac{2,760,000\text{円} - 1,460,000\text{円}}{12} = 108,333\text{円}$$

裁量(子育て)世帯の収入基準214,000円 \geq 108,333円となるため収入基準に適合する。

【例3】単身世帯で障がい者手帳を所持している年金所得者の場合

入居(予定)者	年齢	職業	年間総収入額	年間所得金額	控除
名義人(身体障がい1級)	75	無職	2,000,000円	900,000円	振替基礎控除・障がい者控除(特別)
				(1)合計年間所得金額 900,000円	(2)合計控除額 500,000円 振替基礎控除 (100,000円×1=100,000円) 障がい者控除(特別) (400,000円×1=400,000円)

※年間所得金額は市県民税課税証明書の『合計所得金額』の金額となります。

※認定月額計算

$$\frac{\text{(1)合計年間所得金額} - \text{(2)合計控除額}}{12} = \text{月額所得}$$

$$(900,000\text{円} - 500,000\text{円}) \div 12 = 33,333\text{円}$$

裁量(高齢者・障がい者等)世帯の収入基準214,000円 \geq 33,333円となるため収入基準に適合する。

【例4】5人家族で年金所得者と給与所得者がいる場合

入居(予定)者	年齢	職業	年間総収入額	年間所得金額	控除
名義人	85	無職	2,000,000円	900,000円	振替基礎控除
妻(扶養)	83	無職	1,150,000円	50,000円	振替基礎控除・同居親族控除・老人扶養控除
子	50	会社員	2,300,000円	1,530,000円	振替基礎控除・同居親族控除
子	48	会社員	2,100,000円	1,390,000円	振替基礎控除・同居親族控除
子	46	アルバイト	500,000円	0円	同居親族控除
				(1)合計年間所得金額 3,870,000円	(2)合計控除額 1,970,000円 振替基礎控除×4 (100,000円×3+50,000円(妻))=350,000円 同居親族控除×4 (380,000円×4=1,520,000円) 老人扶養控除 (100,000円×1=100,000円)

※年間所得金額は源泉徴収票では『給与所得控除後の金額』欄の金額、市県民税課税証明書では『合計所得金額』の金額となります。

※認定月額計算

$$\frac{\text{(1)合計年間所得金額} - \text{(2)合計控除額}}{12} = \text{月額所得}$$

$$\frac{3,870,000\text{円} - 1,970,000\text{円}}{12} = 158,333\text{円}$$

一般世帯の収入基準158,000円 ≤ 158,333円となるため収入基準に適合しない。

【例5】4人家族で名義人が事業所得の場合

入居(予定)者	年齢	職業	年間総収入額	年間所得金額	控除
名義人	40	自営業		3,060,000円	※事業所得の場合は振替基礎控除が控除されません。
妻	38	無職	0円	0円	同居親族控除
子	13	小学生	0円	0円	同居親族控除
子	11	小学生	0円	0円	同居親族控除
				(1)合計年間所得金額 3,060,000円	(2)合計控除額 1,140,000円 〔同居親族控除×3 (380,000円×3=1,140,000円)〕

※年間所得金額は確定申告書の控えの『所得金額の合計』の金額、市県民税課税証明書では『合計所得金額』の金額となります。

※認定月額計算

$$\frac{\text{(1)合計年間所得金額} - \text{(2)合計控除額}}{\text{月額所得}} = \frac{3,060,000\text{円} - 1,140,000\text{円}}{12} = 160,000\text{円}$$

一般世帯の収入基準158,000円 ≤ 160,000円となるため収入基準に適合しない。